

新潟市人権教育・啓発庁内推進会議設置要綱

(目的)

第1条 新潟市人権教育・啓発推進計画（以下「計画」という。）に基づき、本市における人権教育・啓発に関する行政施策の総合的かつ効果的な推進を図り、すべての人の人権が尊重される社会を実現するため、新潟市人権教育・啓発庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新潟市人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (2) その他人権施策の推進に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は、市民生活部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副議長は、広聴相談課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第4条 議長は、推進会議を代表し、会務を統括する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長が不在のときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、議長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 議長は、必要と認めたとき、第3条に規定する推進会議の構成員以外の者を推進会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 3 委員がやむを得ず推進会議を欠席する場合は、委員があらかじめ指名した代理の者を出席させることができる。

(部会)

第6条 議長は、分野別の課題について調査・検討し、計画の推進に必要な施策を具体的に実施する必要があると認めたとき、部会を置くことができる。

- 2 部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長は、第3条に規定する推進会議の構成員のうち、議長が指名する者をもって充てる。
- 4 副部会長及び部会員は、第3条に規定する推進会議の構成員以外の者を充てることができる。
- 5 前4項に定めるもののほか、部会の設置に必要な事項は議長が別に定める。

(事務局)

第7条 推進会議の所掌事務を処理するため、市民生活部広聴相談課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は議長が、部会の運営

に関し必要な事項は部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 3 月 12 日から施行する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 25 日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 18 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表 委員（第3条関係）

危機管理監 文化スポーツ部長 観光・国際交流部長 福祉部長 こども未来部長 保健衛生部長 経済部長 総務部長 教育次長 教育次長	市民生活課長 男女共同参画課長 防災課長 歴史文化課長 国際課長 福祉総務課長 障がい福祉課長 高齢者支援課長 こども政策課長 保健衛生総務課長 こころの健康推進担当課長 保健所 保健管理課長 雇用政策課長 市政情報室長 人事課長 教育委員会 学校支援課長 教育委員会 生涯学習センター所長
---	--